

令和7年度健康増進法に基づく「健康診査」実施マニュアル (40歳以上の生活保護受給者等の健康診査)

I 概要

1. 健康増進法に基づく健康診査の目的

医療保険に属していない者(生活保護受給者等)に対して健康の保持増進、疾病の予防及び早期発見を図るとともに、今まで同様に健康診査受診の機会を提供するために「特定健康診査」に相当する健康診査を実施するものである。(健康増進法平成15年厚生労働省令第4条の2第4号)

なお、「特定保健指導」に相当する保健指導については、健康増進法第17条の規定に基づき、希望者には一般市民として既存の相談・教室等にて対応する。

2. 対象者

40歳以上(年度末年齢)の医療保険に属していない者(生活保護受給者等)を対象とし、次に該当する者は除くものとする。なお、除外者については本人の自己判断とし、事前の調査はしない。

《対象者とししない条件》

- (1) 生活習慣病(高血圧、糖尿病、血中脂質異常、心臓病、脳卒中等)で定期的に受診している者
- (2) 生活習慣病以外の病気で定期的に受診し、同様の検査を受けている者
- (3) 病院に入院、あるいは施設に入所している者

3. 健診実施のながれ

健康診査実施の周知(3月末)

・生活保護決定通知に、健診申し込み案内を同封する。



受診希望受付(受付期間4～9月末日)

・生活福祉課窓口又は郵送において申し込みの受付を行う。



受診票の送付(5月末から随時)

・健康管理課から受診票と受診案内等を申込者に送付する。



受診(受診期間6～10月末日)

・受診者は交付された健康診査受診票を持参して、期間内に受診。医療機関は結果がわかる日に再受診するよう受診者に指示する。



健診結果の説明

・担当医師は受診者本人に健診結果・指示を伝え、受診票の「受診者控」を本人に渡す。



医療機関からの保健センターへ健診結果の提出と委託料の請求(7～11月)



検査実施項目と請求書確認

・受診票の内容に不備があった場合は再提出とする。
保健センターは、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う

4. 検査項目と総合判定区分

(1) 検査項目

検査項目は特定健康診査に準ずる。その他必要な検査は医療として実施する。

項 目	内 容
問診	服薬歴、既往歴、喫煙等の生活習慣に関する項目、自覚症状
計測	身長、体重、BMI、血圧、腹囲(75歳未満の受診者に限る)
診察	理学的所見(身体診察)
脂質検査	中性脂肪(空腹時・随時)、HDLコレステロール、LDLコレステロール
肝機能	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)
代謝系	血糖(空腹時・随時)、ヘモグロビンA1c、尿酸
尿・腎機能	検尿(尿糖、尿蛋白)、クレアチニン、 <u>e-GFR</u> (平成28年度より追加)
胸部	胸部X線検査(75歳未満の希望者に限る)

(2) 総合判定区分

区分	内容
A	異常なし(軽度の異常を含む)
B	要指導(生活習慣の改善が必要だが、医療不要)
C	要精査(再検査、精密検査、経過観察が必要)
D	要医療(治療が必要)
E	治療継続

II 検査等の実施方法

1. 問診(質問票)

(1) 質問票の項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」(厚生労働省健康局)に準ずる。

(2) 次のことを事前に確認する。

- ① 質問票に記入漏れがないか確認する。未記入箇所については、聞き取りにより記入する。
- ② 現病歴、既往歴、喫煙習慣については、確実に聴取すること。
- ③ 健康診査受診票⑩飲食についての質問は、記入があっても必ず聴取すること。

《食事の摂取について》

- ◆ 午前中に健診を実施する場合は、血糖値等の検査結果に影響を及ぼすため、健診前10時間以上は飲食物(水・お茶以外)を摂取しないこと。
- ◆ 午後から健診を実施する場合は、朝食を軽めにすると同時に、他の検査結果への影響を軽減するため、水・お茶以外の飲食物を摂取しないこと。

2. 理学的所見

(1) 視診、触診、聴打診を行う。

(2) 所見の有無を受診票に記載する。

3. 身体計測

(1) 身長計測

- ① 身長計を用いた計測を行う。計測値は少数第一位までの数値を記載する。
- ② 靴下等をはいたままの計測でもよい。
- ③ 頭部が身長計の尺柱に正位に保てない場合は、「腰曲がり」等の記載をする。

(2) 体重の計測

- ① 衣服を脱ぐ必要はないが、季節により風袋重量が異なることに注意する。
- ② 計測値は少数第一位までの数値を記載する。

(3) BMIの算定

① 算定方法

$$\text{BMI} = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$$

- ② 算定値は少数第二位を切り捨て、少数第一位までの数値を記載する。

(4) 腹囲の計測

- ① 75歳未満の者に対して腹囲測定をする。
- ② 立位、軽呼気時において、臍の高さで測定すること。
- ③ 脂肪の蓄積が著明で臍が下方に変位している場合は、肋骨下縁と前上腸骨棘の midpoint の高さで測定すること。
- ④ 詳細については別紙「腹囲測定の方法」を参考にする。

4. 血圧測定

- (1) 測定回数は、原則2回とし、その2回の測定値の平均値を用いること。ただし、実施状況に応じて、1回の測定についても可とする。
- (2) その他、測定方法の詳細は、関係団体による手引書「循環器病予防ハンドブック」等に示されているので、これを参考にすること。

5. 尿検査(尿糖・尿蛋白の検査)

- (1) 原則として、中間尿を採尿すること。
- (2) 採取後、4時間以内に試験紙法で測定すること。
- (3) その他、測定方法及び判定方法については、「循環器病予防ハンドブック」等に示されているので、これを参考にすること。

6. 血中脂質検査及び肝機能検査

- (1) 原則として、分離剤入りプレイン採血管を用いること。
- (2) 採血後、採血管は冷蔵または室温で保存し、12時間以内に遠心分離すること。
- (3) 血清は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に測定すること。
- (4) 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ(検査測定値について、測定の基準となる標準物質にあわせられることをいう。以下同じ)のとれた可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。LDLコレステロールは、空腹時・随時中性脂肪400mg/dl 以上や食後採血の場合を除き、Friedewald 式で計算する。空腹時・随時中性脂肪400mg/dl 以上や食後採血の場合は、non-HDLコレステロール値を用いて評価する。
- (5) 肝機能検査の測定方法について
 - ・ GOT 及び GPT 検査について
トレーサビリティのとれた紫外吸光光度法等によること。
 - ・ γ -GTP 検査について
トレーサビリティのとれた可視吸光光度法等によること。
- (6) 腎機能検査の測定方法について
トレーサビリティのとれた可視吸光光度法等によること。

7. 血糖検査・ヘモグロビン A1c 検査及び尿酸検査

次の(1)と(2)ともに検査を行うこと(空腹時に採血できなかった場合も同様)。

(1) 血中グルコースの量の検査

- ① 空腹時血糖であるか否かを明確にすること(質問票⑩の確認聴取をすること)。
 - ・ 空腹時とは、10時間以上水以外の飲食をしていない状態をいう。
- ② 原則として、フッ化ナトリウム入りの採血管(血糖検査用採血管)を用いること。
- ③ 採血後、採血管内のフッ化ナトリウムなどを血液に速やかに溶かすこと。
- ④ 混和後、採血管は冷蔵で保管し、採血から6時間以内に測定または遠心分離すること。
- ⑤ 遠心分離で得られた血漿は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に測定すること。
- ⑥ 測定方法については、トレーサビリティのとれた電位差法、可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。

(2) ヘモグロビン A1c 検査

- ① フッ化ナトリウム入りの採血管(血糖検査用採血管)またはエチレンジアミン四酢酸(EDTA)入り採血管を用いること。
- ② 採血後、採血管内のフッ化ナトリウムやエチレンジアミン四酢酸(EDTA)等を血液に速やかに溶かすこと。
- ③ 混和後、採血管は冷蔵で保管すること。
- ④ 採血後、48時間以内に測定すること。
- ⑤ 測定方法については、トレーサビリティのとれた免疫学的方法、高速液体クロマトグラフィー(HPLC)法、酵素法等によること。

(3) 尿酸検査

トレーサビリティのとれた可視吸光光度法等によること。

8. 胸部 X 線検査(75 歳未満の希望者に限る)

- (1) 撮影方法により、「1. 直接」もしくは「2. 間接」のどちらかを選択する。デジタル撮影の場合は、「1. 直接」を選択する。
- (2) 所見の有無により、「1. 所見あり」もしくは、「2. 所見なし」のどちらかを選択する。
- (3) 「1. 所見あり」の場合、心臓・肺のいずれかを選択し、必要に応じてシェーマに手書きで位置、ならびにコメントを自由記載する。(シェーマと自由記載のコメントはデータ化されません。)
- (4) 別にコメントが必要な場合には「医師の判断」のコメント欄に記載する。

Ⅲ 判定基準と結果

1. データ基準値

(1) 判定値について

- ① 保健指導判定値は、「特定保健指導」の対象者選定のためのものであることから、メタボリックシンドローム予防としての判定となる。
- ② 受診勧奨判定値であっても、内容によっては受診ではなく、生活習慣を改善することを優先する場合がある。
- ③ 生活習慣病（高血圧、糖尿病、血中脂質異常、心臓病、脳卒中等）、肝機能障害の治療を受けている場合は、この判定値には当てはまらない。

(2) 判定値

項 目		単 位	保健指導判定値	備 考
計 測	腹 囲	cm	男性 85以上 女性 90以上	小数点以下1桁
	BMI	kg/m ²	25.0以上	小数点以下1桁 (小数点第2位切り捨て)
血 圧	収縮期	mmHg	130～139	
	拡張期	mmHg	85～89	
血 中 脂 質 検 査	空腹時中性脂肪	mg/dℓ	150～299	空腹時の測定
	随時中性脂肪	mg/dℓ	175～299	空腹時以外の測定
	HDLコレステロール	mg/dℓ	40未満	
	LDLコレステロール	mg/dℓ	120～139	
	non-HDLコレステロール	mg/dℓ	150～169	
血 糖 検 査	空腹時血糖	mg/dℓ	100～125	空腹時の測定
	ヘモグロビンA1c (NGSP 値)	%	5.6～6.4	小数点以下1桁
	随時血糖	mg/dℓ	100～125	空腹時以外の測定
尿 検 査	尿蛋白※		＋－	定性
	尿糖※		＋－以上	定性
肝 機 能 検 査	AST(GOT)	IU/ℓ	31～50	
	ALT(GPT)	IU/ℓ	31～50	
	γ-GT(γ-GTP)	IU/ℓ	51～100	
腎 機 能 検 査	クレアチニン※	mg/dℓ	男性1.01～1.09 女性0.71～0.79	小数点以下2桁
	eGFR	ml/分/1.73m ²	45.0～59.9	小数点以下1桁
痛 風	尿酸※	mg/dℓ	7.1～7.9	小数点以下1桁

※人間ドック学会の基準に基づく。

2. 医師の判断(総合判定)

(1) 結果の説明

- ① 健診担当医師は健診結果の説明と、必要に応じた助言・指示を受診者本人に口頭で行うこと。
- ② 健康診査受診票の「受診者用」を本人に渡すこと

※原則、対面で結果説明をすること

(2) 判定区分の考え方

区 分		内 容
A	異常なし (軽度の異常を含む)	◆ 今のところ異常はないが、生活習慣病予防のために日常生活を振り返ってみることを勧める。 ◆ 軽度異常がある場合は、生活習慣の見直しを勧める。 ◆ 1年に1回は健康診査を受診することを勧める。
B	要指導 (生活習慣の改善が必要だが、医療不要)	◆ 医療は不要であることを説明する。 ◆ 生活習慣を改善することで、メタボリックシンドロームを予防することができることを説明する。 ◆ 1年に1回は健康診査を受診することを勧める。
C	要精査 (再検査、精密検査、経過観察が必要)	◆ 再検査・精密検査・経過観察が必要である理由を説明する。 ◆ 今後の受診を勧めるにあたって、わかりやすい指示をする。
D	要医療 (治療が必要)	◆ 今までは治療を受けていない者に対して、この判定をする。 ◆ 新たに医療が必要になる理由を説明し、受診勧奨の指示をする。
E	治療継続	◆ 質問票の現病歴(①)、既往歴(②)を参考にして、治療の継続が必要である旨を説明する。

Ⅳ 結果データの提出と委託料請求

1. 結果提出と委託料の請求方法

- (1) 健康診査受診票に記入漏れがないか確認すること。(受診日・検査結果・医療機関名・医師名等)
- (2) 健康診査受診票は、受診日順(昇順)にして提出すること。
- (3) 受診票件数と請求件数が一致していること。
- (4) 委託料は、1ヶ月分の健康診査受診票(市提出用)を取りまとめ、市指定の「健康診査委託料」請求書(P.12)を添えて、下記期日までに請求する。閉庁日に当たる場合は、翌日以降の直近の平日とする。請求書の押印漏れがないか確認して提出すること。

	提出締切日
6 月 分 検診票及び請求書	7/10 (木) 必着
7 月 分 検診票及び請求書	8/8 (金) 必着
8 月 分 検診票及び請求書	9/10 (水) 必着
9 月 分 検診票及び請求書	10/10 (金) 必着
10 月 分 検診票及び請求書	11/10 (月) 必着

- (5) 市は内容を審査し、請求のあった各医療機関(口座)に支払う。

2. 結果データの確認

- (1) 受診票の記入漏れについては返戻し、再提出とする。
- (2) 市は受診票件数と請求件数を確認して支払い手続きをとる。

3. 委託料の支払い

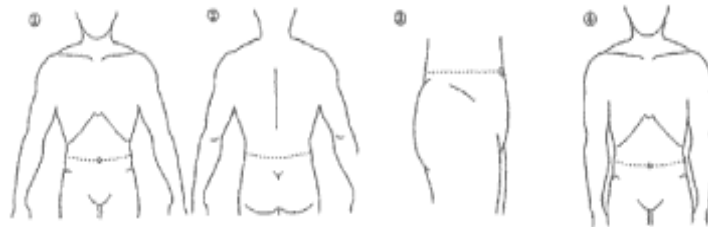
適正な請求書を受領した日から30日以内に各医療機関(口座)に支払う。

腹囲測定の方法

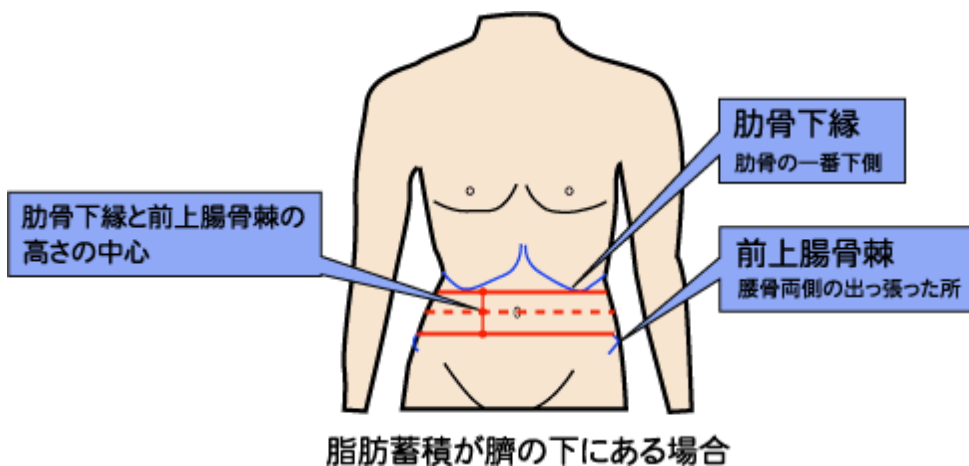
メタリックシンドロームの診断基準に基づいて、立った状態で軽く息を吐き、へその高さ(立位臍高位)で測定します。巻尺等は水平になるように注意します。

- ◆ 腹囲は、立位でへその高さで計測します。
- ◆ 両足をそろえ、両腕は身体の横に自然に下げ、お腹に力が入らないようにします。
- ◆ 呼吸は意識せず、普通にし、呼気(はき出した)の終わりに目盛を読み取ります。
- ◆ 巻き尺が、背中や腰に水平に巻かれているかを確認します。
- ◆ 正確な計測を行うためには下着をつけないで下さい。

腹囲の測定部位



脂肪蓄積が著明でへその下に偏位している場合は、肋骨下縁と前上腸骨棘の midpoint の高さで測定します。明らかにへそが下に垂れ下がっている場合は、下の図のように測ることになります。へその高さではありませんから、気をつけて下さい。



注)

肋骨下縁(ろっこつかえん)・・・肋骨のいちばん下にある骨の下側

立位臍高位(りつゐさいこうゐ)・・・立った状態でへその高さ

前上腸骨棘(ぜんじょうちようこつきょく)・・・腰骨両側にある出っ張り(手でさわるとグリグリと感ずる場所)

測定のポイント

1. 測定はへその高さで水平であること
2. 吸気(息を吸う時)でなく呼気(息を吐くとき)に計測する
3. 飲食直後でないこと

腹囲測定Q&Aより: 原則的には肌に直接巻尺を使って測定しなければならない

どうしても測定者に触られたくない、お腹を見られたくないなどの理由で、腹囲の実測を拒否されることも考えられるため、このような**特段の事情**がある場合に限り、簡易な測定方法(着衣の上から)を用いることはやむを得ないと考えられる。

簡易的な測定方法であっても大きな違いが生じない方法での実施(測定者による測定方法の指導等)を前提としている。

簡易な測定についての補足:

簡易な＝不正確とならないよう、「測定のポイント」通りに測定する。

自己測定を行う場合であっても、巻尺は平行になっていることを確かめることなど、測定者が対象者に測定方法を指導し、**測定者の前で対象者が測定する**。

厚生労働省:特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集より

測定設備、器具、人員について

1. 計測する場所はいしなど、外から視界がさえぎられたスペースが必要
2. 測定前後に衣服を脱ぐスペースの準備が必要
3. 測定者は実際に巻尺を持って計測する人と、それを補助する人のペアで行うのが望ましい
4. 女性の対象者の測定を考えると、測定は女性が行うのが現実的
5. 巻尺はガラスせんい入りの合成樹脂製で、JIS規格のものが望ましい

生活保護受給者等の健康診査 様式サンプル

1) 受診票

令和7年度 健康診査受診票

住所	〒359- 所沢市	受診日	令和 年 月 日
フリガナ		性別	男・女
氏名		生年月日	昭和 年 月 日 (歳)
		電話番号	
		受診者 コード	

当てはまるところに☑を付けてください。

1	現在、服用している薬はありますか。	☐ はい ☐ いいえ
	☐ 血圧を下げる薬 ☐ 血糖を下げる薬またはインスリン注射 ☐ コレステロールや中性脂肪を下げる薬	
2	医師から、脳卒中（脳出血・脳梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ
3	医師から、心臓病（狭心症・心筋梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ
4	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっていると言われたり、治療（人工透析）を受けたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ
5	たばこを習慣的に吸っていますか。	☐ はい ☐ 以前は吸っていたが最近1カ月は吸っていない ☐ いいえ
6	医師から、貧血と言われたことはありますか。	☐ はい ☐ いいえ
7	20歳のときの体重から10kg以上増加していますか。	☐ はい ☐ いいえ
8	1日に30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。	☐ はい ☐ いいえ
9	日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。	☐ はい ☐ いいえ
10	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	☐ はい ☐ いいえ
11	食事を噛んで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	☐ 何でも噛める ☐ 噛みにくい ☐ ほとんど噛めない
12	人と比較して食べる速度は速いですか。	☐ 速い ☐ 普通 ☐ 遅い
13	就寝前の2時間以内に夕食、または夜食を摂ることが週に3回以上ありますか。	☐ はい ☐ いいえ
14	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取しますか。	☐ 毎日 ☐ 時々 ☐ ほとんど摂取しない
15	朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。	☐ はい ☐ いいえ
16	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。	☐ 毎日 ☐ 週5～6日 ☐ 週3～4日 ☐ 週1～2日
	（「やめた」とは、過去に月1日以上習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者）	☐ 月1～3日 ☐ 月に1日未満 ☐ やめた ☐ 飲まない
17	飲酒日の1日当たりの飲酒量はどのくらいですか。	☐ 1合未満 ☐ 1～2合未満 ☐ 2～3合未満
	日本酒1合（アルコール度数15度・180ml）の目安：ビール（同5度・500ml）、焼酎（同25度・約110ml）、ワイン（同14度・約180ml）、ウイスキー（同43度・約60ml）、缶チューハイ（同5度・約500ml、同7度・約350ml）	☐ 3～5合未満 ☐ 5合以上
18	睡眠で休養が十分にとれていますか。	☐ はい ☐ いいえ
19	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	☐ 意志なし ☐ 意志あり（6カ月以内） ☐ 意志あり（近いうち） ☐ 取組済み（6カ月未満） ☐ 取組済み（6カ月以上）
20	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ

検査結果

理学的所見	視診	所見なし・所見あり	血中脂質検査	空腹時中性脂肪	mg/dl
	触診	所見なし・所見あり		随時中性脂肪	mg/dl
	聴診	所見なし・所見あり		HDLコレステロール	mg/dl
	その他	所見なし・所見あり		LDLコレステロール	mg/dl
身体計測	身長	cm	血糖検査	空腹時血糖	mg/dl
	体重	kg		随時血糖	mg/dl
	腹囲	cm	肝機能検査	ヘモグロビンA1c	%(NGSP値)
	※75歳未満に限る			AST (GOT)	IU/l
血圧	BMI	kg/m ²		ALT (GPT)	IU/l
	収縮期血圧	mmHg		r-GT (r-GTP)	IU/l
腎機能	拡張期血圧	mmHg	尿検査	尿蛋白	- ± + ++ +++
	クレアチニン	mg/dl		尿糖	- ± + ++ +++
	e-GFR	ml/min/1.73m ²		尿酸	mg/dl

追加項目 75歳未満希望者に限る

胸	1. 直接 2. 間接
部	0. 実施せず
X	1. 所見なし
線	2. 所見あり
	心臓・肺・その他 ()

医師の判断

総合判定	A 異常なし
	B 要指導
	C 要精査
	D 要医療
	E 治療の継続

医療機関名・判断医師名

--

①市提出用

2) 請求書

請 求 書		記入例		令和7年度 健康診査																					
(あて先) 所 沢 市 長		作成年月日		令和	7 年 9 月 1 0 日																				
・代表者名は、市に口座登録をしたとおりに正確にご記入ください。※登録した代表者名がわからない場合は健康管理課へお問い合わせください。 ・請求金額以外の欄は、訂正印で訂正が可能です(修正テープ等は不可)。		住 所		所沢市上安松1224-1																					
		名 称		医療法人 航空会 保健センター病院																					
		代表者役職		院長	代表者名	所沢 太郎																			
		登録番号*		T																					
請求金額は、下部記載の「①合計」と一致します。 訂正印での訂正は不可。修正する場合書き直します。		請求金額		¥20,504																					
				※課税事業者の内、該当医院のみ記載 提出する受診票を確認し、提出する検診受診日の期間を記入してください																					
健康診査(生活保護受給者等)		(令和	7 年 8 月 1 日	～	令和 7 年 8 月 3 1 日 実施分)																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">内 訳</th> </tr> <tr> <th style="width: 40%;">摘 要</th> <th style="width: 15%;">単 価(税込)</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 35%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康診査委託料(胸部X線検査含む)</td> <td>11,407</td> <td>1</td> <td>11,407 円</td> </tr> <tr> <td>健康診査委託料(胸部X線検査除く)</td> <td>9,097</td> <td>1</td> <td>9,097 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">①合計</td> <td>20,504 円</td> </tr> </tbody> </table> ※は『軽減税率対象』						内 訳				摘 要	単 価(税込)	数 量	金 額	健康診査委託料(胸部X線検査含む)	11,407	1	11,407 円	健康診査委託料(胸部X線検査除く)	9,097	1	9,097 円	①合計			20,504 円
内 訳																									
摘 要	単 価(税込)	数 量	金 額																						
健康診査委託料(胸部X線検査含む)	11,407	1	11,407 円																						
健康診査委託料(胸部X線検査除く)	9,097	1	9,097 円																						
①合計			20,504 円																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">消費税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費税10%対象金額 ※①と同じ</td> <td>20,504 円</td> <td>うち消費税額(10%) ※①÷11</td> <td>1,864 円</td> </tr> <tr> <td>消費税8%対象合計金額</td> <td>0 円</td> <td>うち消費税額(8%)</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table> 合計金額の消費税相当分(11で割った額)を記載してください。 ※小数点以下切り捨て						消費税				消費税10%対象金額 ※①と同じ	20,504 円	うち消費税額(10%) ※①÷11	1,864 円	消費税8%対象合計金額	0 円	うち消費税額(8%)	0 円								
消費税																									
消費税10%対象金額 ※①と同じ	20,504 円	うち消費税額(10%) ※①÷11	1,864 円																						
消費税8%対象合計金額	0 円	うち消費税額(8%)	0 円																						
令和 年 月 日		健康推進部 係																							
検査済																									

【注意事項】

- ・口座登録の内容(理事長名・院長名、口座名義、住所等)に変更があった場合、速やかに連絡してください。
- ・指定口座への支払いは、請求書を提出いただいてから1～2か月程度かかります。